

四十二 第 65 条の 3 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前																														
<p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 3-4 .....</p> <p style="text-align: center;">別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">① .....</td> <td style="vertical-align: top;">                     (イ) .....                      (ロ) .....                      A .....                      ..... (当該                      事業の施                      行が <u>大 都                      市 地 域 住                      宅 等 供 給                      促 進 法 第                      4 条 第 1                      項 第 2 号</u>                      .....                      B .....                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	① .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... ..... (当該 事業の施 行が <u>大 都                      市 地 域 住                      宅 等 供 給                      促 進 法 第                      4 条 第 1                      項 第 2 号</u> ..... B .....				~~~~~					<p>(特定土地区画整理事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 3-4 .....</p> <p style="text-align: center;">別表 2 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">内 容</th> <th style="width: 15%;">発 行 者</th> <th style="width: 15%;">根拠条項</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">① .....</td> <td style="vertical-align: top;">                     (イ) .....                      (ロ) .....                      A .....                      ..... (当該                      事業の施                      行が <u>大 都                      市 地 域 住                      宅 等 供 給                      促 進 法 第                      3 条 の 6                      第 1 項 第                      2 号</u>.....                      B .....                 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	① .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... ..... (当該 事業の施 行が <u>大 都                      市 地 域 住                      宅 等 供 給                      促 進 法 第                      3 条 の 6                      第 1 項 第                      2 号</u> ..... B .....				~~~~~				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
① .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... ..... (当該 事業の施 行が <u>大 都                      市 地 域 住                      宅 等 供 給                      促 進 法 第                      4 条 第 1                      項 第 2 号</u> ..... B .....																														
~~~~~																															
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考																											
① .....	(イ) ..... (ロ) ..... A ..... ..... (当該 事業の施 行が <u>大 都                      市 地 域 住                      宅 等 供 給                      促 進 法 第                      3 条 の 6                      第 1 項 第                      2 号</u> ..... B .....																														
~~~~~																															

四十三 第 65 条の 4 《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>65 の 4-14 <u>削 除</u></p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 .....</p>	<p><u>(特定商業集積を構成する施設を設置する事業の範囲)</u></p> <p>65 の 4-14 <u>措置法第 65 条の 4 第 1 項第 12 号ロに規定する事業が措置法令第 39 条の 5 第 20 項第 2 号ロ又はハに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次のことは次による。</u></p> <p>(1) <u>同号ロに規定する土地の面積の合計が 1 ヘクタール以上であるかどうかは、一の同意基本構想（措置法第 65 条の 4 第 1 項第 12 号ロに規定する同意基本構想をいう。以下同じ。）において特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業が 2 以上あるときは、その全部の事業により設置される特定商業集積（特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に規定する特定商業集積をいう。）を構成する施設の用に供される土地の面積の合計による。</u></p> <p>(2) <u>措置法令第 39 条の 5 第 20 項第 2 号ハに規定する同意基本構想に係る事業が連携集積活性化事業資金の貸付けを受けて行われるものであるかどうかは、一の同意基本構想において特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業が 2 以上あるときは、当該事業の全部又は当該事業のうちいずれかの事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる業務（同項第 3 号ロ又はハに掲げる事業又は業務に係るものに限る。）に係る資金の貸付けを受けて行われるものであるかどうかによる。</u></p> <p>(特定住宅地造成事業等の証明書の区分一覧表)</p> <p>65 の 4-17 .....</p>

改 正 後

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑨	地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律（以下本表において「中心市街地活性化法」という。）第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構（※）が同法第16条第1項に規定する中心市街地の整備のために同法第12条第1項に規定する認定基本計画の内容に則して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で次に掲げるものの用に供するために、	(イ) …………… (ロ) …………… A …………… B …………… 当該中心市街地活性化法第51条第1項……	……………	※ 民法第34条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に

改 正 前

別表3 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑨	地方公共団体又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下本表において「中心市街地整備改善活性化法」という。）第10条第1項に規定する中心市街地整備推進機構が中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する特定中心市街地の整備のために中心市街地整備改善活性化法第6条第1項に規定する基本計画の内容に則して行う公共施設若しくは公用	(イ) …………… (ロ) …………… A …………… B …………… 当該中心市街地整備改善活性化法第10条第1項……	……………	

認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合

- (f) .....
- (g) .....
- (h) .....

帰属する旨の定めがるものに限る。

施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で次に掲げるものの用に供するために、特定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合

- (f) .....
- (g) .....
- (h) .....

(廃止)

<p>(12の2) <u>特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法</u>（以下「<u>特定商業集積整備促進法</u>」という。）<u>第7条に規定する同意基本構想に係る同法第3条第1項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業</u>（特定法人（※</p>	<p>(f) <u>買取りをする者が特定商業集積整備促進法第5条第5項第2号に掲げる認定を受けた法人である旨及び当該事業が特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業である旨</u></p>	<p><u>経済産業大臣</u></p>	<p><u>措置法65条の4第1項12号ロ措置法規則22条の5第1項15号</u></p>	<p>※1 「<u>特定法人</u>」とは、<u>特定商業集積整備促進法第5条第5項第2号に掲げる認定を受けた法人のうち、次に掲げるものをいう。</u>          (1) <u>地方公共団体の出資に係る法人のうち、次に</u></p>
--	---	----------------------	---	---

改 正 後	改 正 前	前
	<p>1) が特定商業集積整備促進法第5条第5項第2号に規定する特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業に限る。) で次の要件を満たすもの用に供するため当該特定法人に買い取られる場合</p> <p>(イ) 当該事業に係る同意基本構想が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合するものであること。</p> <p>(ロ) 当該同意基本構想に係る事業により設置される特定商業集積を構成する施設の用に供される土地の面積の合計が1ヘクター</p> <p>を証する書類</p> <p>(ロ) 当該事業が同意基本構想の内容に適合するものである旨及び当該土地等の買取りをする者が特定法人に該当する旨を証する書類並びに当該事業が左欄の(イ)から(ロ)までの要件を満たすものであることにつき証明した書面</p> <p>(ハ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>都道府県知事</p> <p>当該土地等の買取りをする者</p>	<p>掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が地方公共団体、独立行政法人、中小企業基盤整備機構又は日本政策投資銀行により所有され又は出資をされていること。</p> <p>ロ 当該法人の株主又は出資者の3分の2以上</p>

ル以上であること。

(4) 当該同意基本構想に係る事業が連携集積活性化事業資金の貸付けを受けて行われるものであること。

(5) その他の要件(※2)

が中小小売商業者等又は商店街振興組合等であること。

ハ その有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額の最も多い株主等が地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小小売商業者等又は商店街振興組合等のいずれかであること。

(2) 民法第34

改 正 後	改 正 前			
				<p>条の規定により設立された法人のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの。</p> <p>イ 拠出をされた金額の3分の1を超える金額が2以上の地方公共団体により拠出されていること。</p> <p>ロ 拠出をされた金額の4分の1以上の金額が一の地方公共団体により拠出をされているこ</p>

と。

※2 その他の

要件は次のと  
おりである。

(1) 当該同意

基本構想に  
係る事業に  
より新たに  
設置される  
特定商業集  
積を構成す  
る施設の用  
に供される  
土地の面積  
と当該施設  
の床面積と  
の合計面積  
(当該施設  
の建築面積  
を除く。)に  
占める売場  
面積の割合  
が2分の1  
以下である  
こと。

(2) 当該同意

基本構想に  
係る事業に  
より新たに



改 正 後				改 正 前			
							設置される 特定商業集 積整備促進 法第3条第 3項に規定 する商業施 設をその者 の営む事業 の用に供す る中小小売 商業者等の 数が20以上 であること。
<p>(12の2) 中心市街地 活性化法第41条第 2項に規定する認 定特定民間中心市 街地活性化事業計 画に基づく同法第 7条第7項に規定 する……</p> <p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>……（当該事業 が中心市街地活 性化法第7条第</p>	<p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>……（当該事 業が中心市 街地活性化 法第7条第 7項第1号</p> <p>……</p>	<p>措置法65 の4 1 項12号ロ 措置法規 則22条の 5 1項 15号</p>	<p>※1 「特定法 人」とは認定特 定民間中心市 街地活性化事 業計画（当該事 業に係るもの に限る。）に係 る中心市街地 活性化法第41 条第1項に規 定する認定特 定民間中心市 街地活性化事 業者である法 人（同法第7条</p>	<p>(12の3) 中心市街地 整備改善活性化法 第21条第2項に規 定する認定中小小 売商業高度化事業 計画に基づく同法 第4条第5項に規 定する……</p> <p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>(ハ) ……………</p> <p>(ニ) ……………</p> <p>……（当該事業 が中心市街地整 備改善活性化法</p>	<p>(イ) ……………</p> <p>(ロ) ……………</p> <p>……（当該事 業が中心市 街地整備改 善活性化法 第4条第5 項第1号…</p> <p>…</p>	<p>措置法65 の4 1 項12号ハ 措置法規 則22条の 5 1項 16号</p>	<p>※1 「特定法 人」とは認定中 小小売商業高 度化事業計画 （当該事業に 係るものに限 る。）に係る中 心市街地整備 改善活性化法 第21条第1項 に規定する認 定中小小売商 業高度化事業 者である法人 （同法第4条</p>

7項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に定める事業……

A 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業  
当該事業を行う中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者……  
……（当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当

第7項第7号  
……  
(1) 地方公共団体の出資に係る中心市街地活性化法第7条第7項第7号……

(2) 中心市街地活性化法第7条第7項第7号…  
…

※2 中心市街地活性化法第7条第7項第3号又は第4号……

※3 ……………  
(1) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条

第4条第5項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に定める事業……

A 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第1号に定める事業  
当該事業を行う中心市街地整備改善活性化法第21条第1項に規定する認定中小小売商業高度化事業者……  
……（当該認定中小小売商業高度化事業計画の区域内に存するものに限る。）及び当該認定

第5項第7号  
……  
(1) 地方公共団体の出資に係る中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号  
……

(2) 中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号……

※2 中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第3号又は第4号…  
…

※3 ……………  
(1) 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4

改 正 後			改 正 前		
<p>該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業……</p> <p>B 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第2号から第4号までに定める事業……</p> <p>C 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第7号に定める事業 当該事業を行う認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人……</p>			<p>第7項第1号又は第2号……</p> <p>(2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第2号から第4号まで又は第7号……</p> <p>(3) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第7号……</p>		
			<p>中小小売商業高度化事業計画に基づく事業……</p> <p>B 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第2号から第4号までに定める事業……</p> <p>C 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号に定める事業 当該事業を行う認定中小小売商業高度化事業者である法人……</p>		<p>条第5項第1号又は第2号……</p> <p>(2) 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第2号から第4号まで又は第7号……</p> <p>(3) 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号……</p>

<p>…（当該認定 特定民間中心 市街地活性化 事業計画の区 域内の存する ものに限る。） 並びに当該認 定特定民間中 心市街地活性 化事業計画に 基づく事業… …</p> <p>(注) ……………</p>				<p>（当該認定中 小売商業高 度化事業計画 の区域内の存 するものに限 る。）並びに 当該認定中小 小売商業高度 化事業計画に 基づく事業… …</p> <p>(注) ……………</p>			
<p>⑫の3 ……………</p>			<p>措置法65 条の4 1項12号 ハ 措置法規 則22条の 5 1項 16号</p>	<p>⑫の4 ……………</p>			<p>措置法65 条の4 1項12号 三 措置法規 則22条の 5 1項 17号</p>
<p>⑬ ……………</p>			<p>措置法規 則22条の 5 1項 17号</p>	<p>⑬ ……………</p>			<p>措置法規 則22条の 5 1項 18号</p>
<p>⑭ ……………</p>			<p>措置法規 則22条の</p>	<p>⑭ ……………</p>			<p>措置法規 則22条の</p>

改 正 後				改 正 前			
			5 1 項 18号				5 1 項 19号
⑮	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 19号	⑮	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 20号
⑯	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 20号	⑯	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 21号
⑰	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 21号	⑰	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 22号
⑱	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 22号	⑱	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 23号
⑲	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 23号イ	⑲	.....	.....	措置法規 則22条の 5 1 項 24号イ

<p>(19の2) <u>中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地地区画整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第39条第1項……中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者移動等円滑化法第39条第1項……（高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第2条第6号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第2</u></p>	<p>当該土地等につき中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地地区画整理事業、高齢者移動等円滑化法第39条第1項……中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者移動等円滑化法第39条第1項……（当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項……</p>	<p>措置法規則22条の5 1項23号ロ</p>	<p>※ ……高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する公共交通事業者等（同法第2条第4号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者……</p>	<p>(19の2) <u>中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する土地地区画整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者等移動円滑化法」という。）第13条第1項……中心市街地整備改善活性化法第7条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項……（高齢者等移動円滑化法第13条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共施設の設置をする者……</u></p>	<p>当該土地等につき中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する土地地区画整理事業、高齢者等移動円滑化法第13条第1項……中心市街地整備改善活性化法第7条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項……（当該土地等の譲渡が高齢者等移動円滑化法第13条第1項……</p>	<p>措置法規則22条の5 1項24号ロ</p>	<p>※ ……高齢者等移動円滑化法第13条第1項に規定する公共交通事業者等（同法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる者……</p>
---	--	--------------------------	--	---	--	--------------------------	---

改 正 後					改 正 前				
<p>条第21号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。)又は公共用施設(高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)の設置をする者……</p>									
⑳					⑳				
措置法規 則22条の 5 1項 24号					措置法規 則22条の 5 1項 25号				

⑳			措置法規 則22条の 5 1項 25号		㉑			措置法規 則22条の 5 1項 26号	
㉑			措置法規 則22条の 5 1項 26号		㉒			措置法規 則22条の 5 1項 27号	
㉒			措置法規 則22条の 5 1項 27号		㉓			措置法規 則22条の 5 1項 28号	
㉓			措置法規 則22条の 5 1項 28号		㉔			措置法規 則22条の 5 1項 29号	

四十四 第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係

改	正	後	改	正	前
(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)			(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)		
65の7(1)-22 .....			65の7(1)-22 .....		
同表の第16号の上欄.....			同表の第22号の上欄.....		
(註) .....			(註) .....		
.....措置法令第39条の7第38項各号.....			.....措置法令第39条の7第37項各号.....		



65 の 7(1)-25 削 除

(市街地整備計画を有している地域)

65 の 7(1)-25 措置法令第 39 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する「地方公共団体が都市計画その他市街地の整備の見地から同号に規定する用途地域に係る用途の区分により市街地を整備する計画を有している地域」とは、地方公共団体が市街地整備計画を決定している地域とし、当該市街地整備計画とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の区分の例により区分された土地の利用に関する計画をいい、市町村が決定するものにあつては、都道府県知事との協議を了しているものとする。

(建築面積等の意義)

65 の 7(1)-26 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号……………

(建築面積等の意義)

65 の 7(1)-26 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 13 号……………

(土地の有効利用のための買換え)

65 の 7(1)-28 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 11 号……………

(註) ……………

(土地の有効利用のための買換え)

65 の 7(1)-28 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 13 号……………

(註) ……………

(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)

65 の 7(1)-29 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 14 号……………

(註) ……………

(交換による譲渡又は取得に伴い譲渡又は取得される果樹)

65 の 7(1)-29 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 16 号……………

(註) ……………

(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)

65 の 7(1)-30 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 14 号……………

(「土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹」等の意義)

65 の 7(1)-30 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 16 号……………

(船舶の範囲)

(船舶の範囲)

65 の 7(1)-31 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 18 号……………

(日本船舶の意義)

65 の 7(1)-32 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 18 号……………

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65 の 7(1)-37 ……………

……………措置法令第 39 条の 7 第 22 項……………

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

(買換取得資産等の取得の日)

65 の 7(1)-38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号の上欄……………

……………措置法令第 39 条の 7 第 38 項各号……………

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

65 の 7(1)-39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号……………

…

(1) ……………

(2) ……………

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

65 の 7(1)-40 ……………

……………措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 16 号……………

65 の 7(1)-31 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 24 号……………

(日本船舶の意義)

65 の 7(1)-32 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 24 号……………

(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)

65 の 7(1)-37 ……………

……………措置法令第 39 条の 7 第 21 項……………

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

(買換取得資産等の取得の日)

65 の 7(1)-38 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 22 号の上欄……………

……………措置法令第 39 条の 7 第 37 項各号……………

(借地権者が土地を取得した場合等の土地等の取得の時期)

65 の 7(1)-39 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 22 号……………

…

(1) ……………

(2) ……………

(市街地再開発事業の施行に伴う権利変換等により取得した建物等の取得の時期等)

65 の 7(1)-40 ……………

……………措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 1 号又は第 22 号……………

改 正 後	改 正 前
..... (1) ..... .....同項の表の第1号又は第16号の上欄..... (2) .....	..... (1) ..... .....同項の表の第1号又は第22号の上欄..... (2) .....
<b>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</b> 65の7(1)-41 ..... .....措置法第65条の7第1項の表の第1号又は第16号の上欄..... .....	<b>(借地権を消滅させた後土地の譲渡をした場合等の譲渡対価の区分)</b> 65の7(1)-41 ..... .....措置法第65条の7第1項の表の第1号又は第22号の上欄..... .....
<b>(差益割合の計算)</b> 65の7(3)-1 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... .....措置法令第39条の7第41項.....同条第36項..... .....	<b>(差益割合の計算)</b> 65の7(3)-1 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... .....措置法令第39条の7第40項.....同条第35項..... .....
<b>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</b> 65の7(3)-2 .....措置法第65条の7第1項の表の第1号から第16号まで..... .....	<b>(損金算入の特例を適用した場合の特定資産の譲渡からの除外)</b> 65の7(3)-2 .....措置法第65条の7第1項の表の第1号から第22号まで..... .....
<b>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</b>	<b>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</b>

65 の 7(3)-12 .....

.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで及び第 43 条から第 48 条まで.....

(1) .....

(2) .....

④ 1 .....

2 .....中心市街地優良賃貸住宅.....

.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....中心市街地優良賃貸住宅.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

65 の 7(3)-13 .....

.....第 43 条から第 45 条の 2 まで.....

(取得指定期間の認定)

65 の 7(4)-1 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

65 の 7(4)-2 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....

(1) .....

65 の 7(3)-12 .....

.....措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 9 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 44 条の 4 まで及び第 44 条の 6 から第 48 条まで.....

(1) .....

(2) .....

④ 1 .....

2 .....特定優良賃貸住宅.....

.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅.....

.....特定優良賃貸住宅.....特定優良賃貸住宅.....

(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)

65 の 7(3)-13 .....

.....第 43 条から第 44 条の 4 まで、第 44 条の 6 から第 45 条の 2 まで.....

(取得指定期間の認定)

65 の 7(4)-1 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....

(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)

65 の 7(4)-2 .....

.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....

(1) .....

改 正 後	改 正 前																								
(2) .....	(2) .....																								
(3) .....	(3) .....																								
(取得指定期間の再延長)																									
65 の 7(4)－3 .....	65 の 7(4)－3 .....																								
.....措置法令第 39 条の 7 第 22 項.....	.....措置法令第 39 条の 7 第 21 項.....																								
(特別勘定を設定した場合の取得資産)																									
65 の 7(4)－7 .....	65 の 7(4)－7 .....																								
(1) 措置法第 65 条の 8 第 16 項又は第 68 条の 79 第 17 項.....	(1) 措置法第 65 条の 8 第 15 項又は第 68 条の 79 第 15 項.....																								
(2) .....	(2) .....																								
(取得をする見込みである資産に係る書類)																									
65 の 7(4)－8 .....	65 の 7(4)－8 .....																								
付 表																									
特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書	特定の資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた 場合の取得予定資産の明細書																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>・ ・</th> <th>法人名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">譲渡資産の明細</td> <td>種 類 1</td> <td>特別勘定として 経理した金額 5</td> </tr> <tr> <td>所 在 地 2</td> <td>繰入限度超過額 6</td> </tr> <tr> <td>規 模 3</td> <td>特別勘定金額 (5) - (6) 7</td> </tr> <tr> <td>譲渡年月日 4</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	・ ・	法人名	譲渡資産の明細	種 類 1	特別勘定として 経理した金額 5	所 在 地 2	繰入限度超過額 6	規 模 3	特別勘定金額 (5) - (6) 7	譲渡年月日 4	年 月 日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>・ ・</th> <th>法人名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">譲渡資産の明細</td> <td>種 類 1</td> <td>特別勘定として 経理した金額 5</td> </tr> <tr> <td>所 在 地 2</td> <td>繰入限度超過額 6</td> </tr> <tr> <td>規 模 3</td> <td>特別勘定金額 (5) - (6) 7</td> </tr> <tr> <td>譲渡年月日 4</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	事業年度	・ ・	法人名	譲渡資産の明細	種 類 1	特別勘定として 経理した金額 5	所 在 地 2	繰入限度超過額 6	規 模 3	特別勘定金額 (5) - (6) 7	譲渡年月日 4	年 月 日
事業年度	・ ・	法人名																							
譲渡資産の明細	種 類 1	特別勘定として 経理した金額 5																							
	所 在 地 2	繰入限度超過額 6																							
	規 模 3	特別勘定金額 (5) - (6) 7																							
	譲渡年月日 4	年 月 日																							
事業年度	・ ・	法人名																							
譲渡資産の明細	種 類 1	特別勘定として 経理した金額 5																							
	所 在 地 2	繰入限度超過額 6																							
	規 模 3	特別勘定金額 (5) - (6) 7																							
	譲渡年月日 4	年 月 日																							

措置法第65条の7 第1項の表の 該当号		8	措置法 第号該当	措置法 第号該当	措置法 第号該当
取得 予定 資産 の 明 細	種類	9			
	構造	10			
	所在地	11			
	規模	12			
	取得予定 年月日	13	年月日	年月日	年月日
その他参考となるべき事項					

**特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の  
取得予定資産の明細書の記載の仕方**

1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換資産を届け出る場合に使用します。

- 2 .....
- 3 .....
- 4 .....

措置法第65条の7第 1項の表又は震災特 例法第20条第1項の 表の該当号		8	措置法 第号該当 <u>震災特例法</u> 第号該当	措置法 第号該当 <u>震災特例法</u> 第号該当	措置法 第号該当 <u>震災特例法</u> 第号該当
取得 予定 資産 の 明 細	種類	9			
	構造	10			
	所在地	11			
	規模	12			
	取得予定 年月日	13	年月日	年月日	年月日
その他参考となるべき事項					

**特定資産の譲渡に伴う特別勘定を設けた場合の  
取得予定資産の明細書の記載の仕方**

1 この明細書は、法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第65条の8第1項又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第21条第1項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受けるために、翌期以後に取得をする見込みである買換資産を届け出る場合に使用します。

- 2 .....
- 3 .....
- 4 .....

改 正 後	改 正 前
<p>5 「措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている表の該当番号を記載します。</p> <p>6 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 18 号の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄を記載する必要はありません。</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>7 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第 65 条の 7 《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> <p>(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>65 の 7(4)－9 措置法第 65 条の 8 第 10 項及び第 11 項.....</p> <p>(法第 50 条との選択適用)</p> <p>65 の 7(5)－1 .....</p> <p>.....措置法令第 39 条の 7 第 58 項.....</p>	<p>5 「措置法第 65 条の 7 第 1 項の表又は震災特例法第 20 条第 1 項の表の該当号 8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている<u>それぞれの法律の区分に応じた表の該当番号</u>を記載します。</p> <p>6 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 措置法第 65 条の 7 第 1 項の表の第 24 号の下欄に掲げる資産（船舶）については、「構造 10」、「所在地 11」及び「規模 12」欄を記載する必要はありません。</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>7 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など措置法第 65 条の 7 <u>又は震災特例法第 20 条</u>《特定の資産の買換えの場合の課税の特例》の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> <p>(特別勘定の金額が 1,000 万円未満のものであるかどうかの判定)</p> <p>65 の 7(4)－9 措置法第 65 条の 8 第 10 項.....</p> <p>(法第 50 条との選択適用)</p> <p>65 の 7(5)－1 .....</p> <p>.....措置法令第 39 条の 7 第 56 項.....</p>